

数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

# 名古屋北部民商ニュース

2015年4月27日（月）発行

No.135

## 名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL [jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp](mailto:jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp)

### 青年部総会を行います

名古屋北部民商青年部総会の開催日時および会場が決定いたしましたので、お知らせいたします。

日時：5月13日（水）午後7時30分～

場所：北生涯学習センター・第3集会室  
（北区黒川本通2-16-3）

※ 総会終了後、  
黒川交差点付近の飲食店で懇親会を行います。  
参加費は無料です。

### 倉敷民商事件で小原さん・須増さんに不当判決

17日、岡山地裁の松田道利裁判長は、税理士法違反容疑で起訴された倉敷民商事務局長の小原淳さんと事務局次長の須増和悦さんに懲役10か月（未決勾留100日参入）、執行猶予3年の有罪判決を言い渡しました。

これに対し、倉敷民商事件弁護団団長をつとめる清水善朗弁護士は不当な判決であるとし、即日控訴を表明。小原さん、須増さんも報告集会において「問題のある判決」「ここからがたたかい」と述べました。

この日は、全国各地から200人が傍聴につめかけ、ともに弾圧に立ち向かう決意を固め、交流しました。

### \* 共済会感想ハガキが届きました \*

長寿祝金を受け取った守山区の会員さんからお礼が届きましたのでご紹介します。

拝啓 陽春の候となりました。

このたびは「民商共済会」様より長寿祝金を受け取らせていただき、誠に有難うございました。心より感謝申し上げます。

永年の間、何かとお世話になりました事、厚く御礼申し上げます。

先ずは、上記御礼迄。

共済会の長寿祝金は、64歳以下で加入した本則加入者が加入期間中に75歳の誕生日を迎えた場合に支払われます。

ただし、附則加入者の場合は、満75歳を越え、3月31日を迎えた人に支払われます。その際、本則制度への移行することができます。移行にあたっては手続きが必要となります。

今回、お二人の附則加入者に長寿祝金をお届けし、移行していただきました。「助け合い運動を目的とし、民商会員とその配偶者を中心にいのちと健康を守るための活動を行い、民商・全商連運動と組織を豊かに発展させる」（規約第4条・目的）という、民商・全商連共済会の理念をご理解いただき、本則制度へ移行されるよう、附則加入者のみなさんに呼びかけます。

### 中小企業法務プラス！ワンポイント ～作っておきたい契約書② 契約条項のイロハ～

契約書があれば非常に有力な証拠になることは前回書いた通りですが、そもそもその契約書の中身に問題があったらどうでしょうか。問題ある契約書にも従わないといけないのは困りますよね。なので、問題がある契約書は作らないことが大事になってきます。契約書は奥が深いのですが、基本的なところを抑えていきましょう。

#### ● 「いつ、誰が、誰に対して、何を、どうした」を明確に

契約書として形あるものを作るならば、だれが見ても一義的でないと意味がありません。「契約書のこの文言は、こういう意味で合意したじゃないか」「いや、違う」となれば契約書を作成した意味がありません。契約書は、最低限、5W1Hを意識して、わかりやすく明確な内容にしておきましょう。

#### ● 「対等に」が原則だけど、せめぎあい

どんな内容の条項にするか、これが契約書を作る上で肝となる部分です。契約の原則は当事者対等が原則です。しかし、大企業に有利な条項が盛り込まれた契約書が送られてきても、中小企業はなかなか文句が言いえないのが現実です。そういうときは、妥協できる所とできない所を考えつつ、トータルで考えていくことが必要ですが、やはりケースバイケースでしょう。しかし、あえて1つ助言するとすれば、法律を意識すること。法律の中には、守らなければならない強行規定があります。これに違反すれば、無効です。あらかじめ分かっているなら変更してもらいましょう。しかし、法律の多くは、当事者の自由に任せられた任意規定です。任意規定に反した不利な条項も無効ではないですが、任意でもルールが設定しているならば、せめてそれに合わせた内容の条項にしましょうよう交渉するのがミソです。

2015年4月 弁護士 新山直行（名古屋北法律事務所）



民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金  
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。